

8 水 漁 第 631 号
令和 8 年 8 月 7 日

各都道府県水産主務部長及び各関係機関の長（別記参照） 殿

水産庁水産経営課長

水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援事業の利子
助成金の交付対象者についての一部改正について

このことについて、水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援
事業の利子助成金の交付対象者について（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 水漁第
1751 号水産庁水産経営課長通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正された
ので、御了知の上、本事業の適正な実施を図られたい。

別記

北海道水産主務部長
青森県水産主務部長
岩手県水産主務部長
宮城県水産主務部長
秋田県水産主務部長
山形県水産主務部長
福島県水産主務部長
茨城県水産主務部長
栃木県水産主務部長
群馬県水産主務部長
埼玉県水産主務部長
千葉県水産主務部長
東京都水産主務部長
神奈川県水産主務部長
新潟県水産主務部長
富山県水産主務部長
石川県水産主務部長
福井県水産主務部長
山梨県水産主務部長
長野県水産主務部長
岐阜県水産主務部長
静岡県水産主務部長
愛知県水産主務部長
三重県水産主務部長
滋賀県水産主務部長

京都府水産主務部長
大阪府水産主務部長
兵庫県水産主務部長
奈良県水産主務部長
和歌山県水産主務部長
鳥取県水産主務部長
島根県水産主務部長
岡山県水産主務部長
広島県水産主務部長
山口県水産主務部長
徳島県水産主務部長
香川県水産主務部長
愛媛県水産主務部長
高知県水産主務部長
福岡県水産主務部長
佐賀県水産主務部長
長崎県水産主務部長
熊本県水産主務部長
大分県水産主務部長
宮崎県水産主務部長
鹿児島県水産主務部長
沖縄県水産主務部長
株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部長
全国漁業協同組合連合会代表理事会長
公益財団法人農林水産長期金融協会理事長
農林中央金庫代表理事理事長
全国漁業信用基金協会理事長
独立行政法人 農林漁業信用基金理事長

8 水 漁 第 631 号
令和 8 年 8 月 7 日

内閣府沖縄振興局長 殿

水産庁水産経営課長

水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援事業の利子
助成金の交付対象者についての一部改正について

このことについて、水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援
事業の利子助成金の交付対象者について(平成 31 年 3 月 29 日付け 30 水漁第
1751 号水産庁水産経営課長通知)の一部が別紙新旧対照表のとおり改正された
ので、御了知の上、本事業の適正な実施を図られたい。

なお、沖縄振興開発金融公庫理事長には、貴職から通知願いたい。

(別紙)

「水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援事業の利子助成金の交付対象者について（平成31年3月29日付け30水漁第1751号水産庁水産経営課長通知）」一部改正新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第1 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について第3の2－1－(1)の(2)のアの(ウ)の漁業を営む個人又は法人であって、その責めに帰すことのできない社会的又は経済的環境の変化等の事由による影響を受けたことにより、その漁業経営を継続するために資金を必要とし、かつ、当該影響について影響内容の証明を市町村長等から受けた者で、水産庁水産経営課長が別に指定するものは以下のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 令和8年熊本地震によって通常使用する漁港、市場等が被害を受けたことにより水産物の水揚げや流通に支障を来しており、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者 ア 借入れの申込みまでの2か月間の水揚金額若しくは水揚量が令和8年熊本地震前の直近年の同期間に比して3割以上上昇していることと又は経営費が同様の比較において3割以上上昇していること。 イ 令和8年熊本地震後の年間水揚金額若しくは水揚量が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が同様の比較において1割以上上昇すると見込まれること。	第1 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について第3の2－1－(1)の(2)のアの(ウ)の漁業を営む個人又は法人であって、その責めに帰すことのできない社会的又は経済的環境の変化等の事由による影響を受けたことにより、その漁業経営を継続するために資金を必要とし、かつ、当該影響について影響内容の証明を市町村長等から受けた者で、水産庁水産経営課長が別に指定するものは以下のとおりとする。 (1)～(3) (略) (新設)
第2 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について第3の2－1－(1)の(2)のアの(エ)の水産庁水産経営課長が別に指定する自然災害は令和6年能登半島地震及び令和8年熊本地震とする。	第2 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について第3の2－1－(1)の(2)のアの(エ)の水産庁水産経営課長が別に指定する自然災害は令和6年能登半島地震とする。
第3 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について第3の2－1－(1)の(2)のアの(カ)の水産庁水産経営課長が別に指定する自然災害は令和6年能登半島地震及び令和8年熊本地震とする。	第3 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について第3の2－1－(1)の(2)のアの(カ)の水産庁水産経営課長が別に指定する自然災害は令和6年能登半島地震とする。

第4 第1の規定により指定された者の利子助成の対象となる資金は、第1の(2)に規定する者にあつては農林漁業セーフティネット資金、漁業近代化資金(5号資金に限る。)及び漁業経営維持安定資金並びに都道府県漁業経営維持安定資金に、第1の(3)及び(4)に規定する者にあつては農林漁業セーフティネット資金に限る。	第4 第1の規定により指定された者の利子助成の対象となる資金は、第1の(2)に規定する者にあつては農林漁業セーフティネット資金、漁業近代化資金(5号資金に限る。)及び漁業経営維持安定資金並びに都道府県漁業経営維持安定資金に、第1の(3)に規定する者にあつては農林漁業セーフティネット資金に限る。
--	---

附 則 (令和8年8月7日付け8水漁第631号)
この改正は、令和8年8月7日から施行する。

水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援事業の利子助成金の交付対象者について

30 水漁第1 7 5 1号
平成 31 年 3 月 29 日
水産庁水産経営課長通知

〔 最終改正
令和 8 年 8 月 7 日
8 水 漁 第 6 3 1 号 〕

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2－1－（1）の規定に基づき、水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援事業の利子助成金の交付対象者のうち、水産庁水産経営課長が別に指定する者及び別に指定する自然災害を次のように定める。

第 1 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について第 3 の 2－1－（1）の（2）のアの（ウ）の漁業を営む個人又は法人であって、その責めに帰すことのできない社会的又は経済的環境の変化等の事由による影響を受けたことにより、その漁業経営を継続するために資金を必要とし、かつ、当該影響について影響内容の証明を市町村長等から受けた者で、水産庁水産経営課長が別に指定するものは以下のとおりとする。

- （1） さけ・ます流し網漁業の再編整備に関する基本方針（平成27年12月15日付け27水管第1735号農林水産事務次官依命通知）の対象となる漁業者
- （2） ウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた漁業者
- （3） 令和 6 年能登半島地震によって通常使用する漁港、市場等が被害を受けたことにより水産物の水揚げや流通に支障を来しており、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者
 - ア 借入れの申込みまでの 2 か月間の水揚金額若しくは水揚量が令和 6 年能登半島地震前の直近年の同期間に比して 3 割以上減少していること又は経営費が同様の比較において 3 割以上上昇していること。
 - イ 令和 6 年能登半島地震後の年間水揚金額若しくは水揚量が当該災害前の直近年に比して 1 割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が同様の比較において 1 割以上上昇すると見込まれること。
- （4） 令和 8 年熊本地震によって通常使用する漁港、市場等が被害を受けたことにより水産物の水揚げや流通に支障を来しており、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者
 - ア 借入れの申込みまでの 2 か月間の水揚金額若しくは水揚量が令和 8 年熊本地震前の直近年の同期間に比して 3 割以上減少していること又は経営費が同様の比較において 3 割以上上昇していること。
 - イ 令和 8 年熊本地震後の年間水揚金額若しくは水揚量が当該災害前の直近年に比して 1 割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が同様の比較において 1 割以上上昇すると見込まれること。

第 2 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について第 3 の 2－1－（1）の（2）のアの（エ）の水産庁水産経営課長が別に指定する自然災害は令和 6 年能登半島地震及び令和 8 年熊

本地震とする。

第3 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について第3の2-1-(1)の(2)のアの(カ)の水産庁水産経営課長が別に指定する自然災害は令和6年能登半島地震及び令和8年熊本地震とする。

第4 第1の規定により指定された者の利子助成の対象となる資金は、第1の(2)に規定する者にあつては農林漁業セーフティネット資金、漁業近代化資金（5号資金に限る。）及び漁業経営維持安定資金並びに都道府県漁業経営維持安定資金に、第1の(3)及び(4)に規定する者にあつては農林漁業セーフティネット資金に限る。

附 則（令和2年7月31日2水漁第566号）

この通知は、令和2年7月31日から施行する。

附 則（令和3年2月12日付け2水漁第1303号）

この改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日（令和3年2月13日）から施行する。

附 則（令和4年3月29日付け3水漁第1716号）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月26日付け4水漁第164号）

この改正は、令和4年4月26日から施行する。

附 則（令和5年3月28日付け4水漁第1618号）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月25日付け5水漁第1221号）

この改正は、令和6年1月25日から施行する。

附 則（令和7年4月1日付け6水漁第1451号-1）

1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

2 この通知の施行前に融資機関との貸借契約を締結した資金については、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月7日付け7水漁第1483号）

この改正は、令和8年4月7日から施行する。

附 則（令和8年8月7日付け8水漁第631号）

この改正は、令和8年8月7日から施行する。